

## 農業農村工学会農業農村情報研究部会規約

(名称)

第1条 この部会は、農業農村工学会農業農村情報研究部会と称する。

(目的)

第2条 この部会は、農業農村の整備、保全、管理、維持にとって不可欠な情報整備と情報環境、情報システム、ソフトウェア、データベース、ネットワーク、情報セキュリティなどに係る学術／技術の発展および部会員間の学術／技術交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この部会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共同研究の実施
- (2) 研究会、シンポジウム等の開催
- (3) 研究資料の収集・配布
- (4) その他、本研究部会の目的を達成するために必要な事項

(所属・会員)

第4条 この部会は、(社)農業農村工学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入を妨げない。

(役員)

第5条 この部会に次の役員をおく。

- (1) 幹事 若干名
  - (2) 監事 2名
- 2 幹事のうちから部会長1名、副部会長若干名を互選する。
  - 3 部会長は、本研究部会を代表し、その業務を処理する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務をおこなう。副部会長のうち1名は幹事長として、事務局業務を行う。
  - 5 幹事は、幹事会を組織し、この部会の運営上必要な企画、事業、その他の会務を担当する。
  - 6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 この部会に顧問をおくことができる。

(役員会等)

第7条 事業の円滑な運営を図るため、部会には幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、幹事および監事をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 4 幹事会は、部会の重要事項について審議し、決定する。

(会計)

第8条 この部会の経費は、(社)農業農村工学会の研究部会交付金および寄付金などによる。

(事務局)

第9条 この部会の事務局は、部会長の所属機関に置く。なお、部会の総務の一部は(社)農業農村整備情報総合センター (ARIC) が担当する。